

自殺予防に向けての政府の総合的な対策について（抄）

平成17年12月26日

自殺対策関係省庁連絡会議

4. その他の自殺予防対策

「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン（平成17年10月5日電気通信事業者団体において策定）」を踏まえた適切な措置に努めるとともに、普及啓発を推進する。（警察庁、総務省）

インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン（平成17年10月5日電気通信事業者団体において策定）の主な内容

- （1）自殺予告事案について、緊急避難の要件を満たす場合には、通信の秘密である発信者情報を警察に対して開示することが許されることを明確化
- （2）具体的な自殺予告事案における緊急避難の要件判断の基準及び発信者情報の開示手続